

## こども家庭センター（案）について

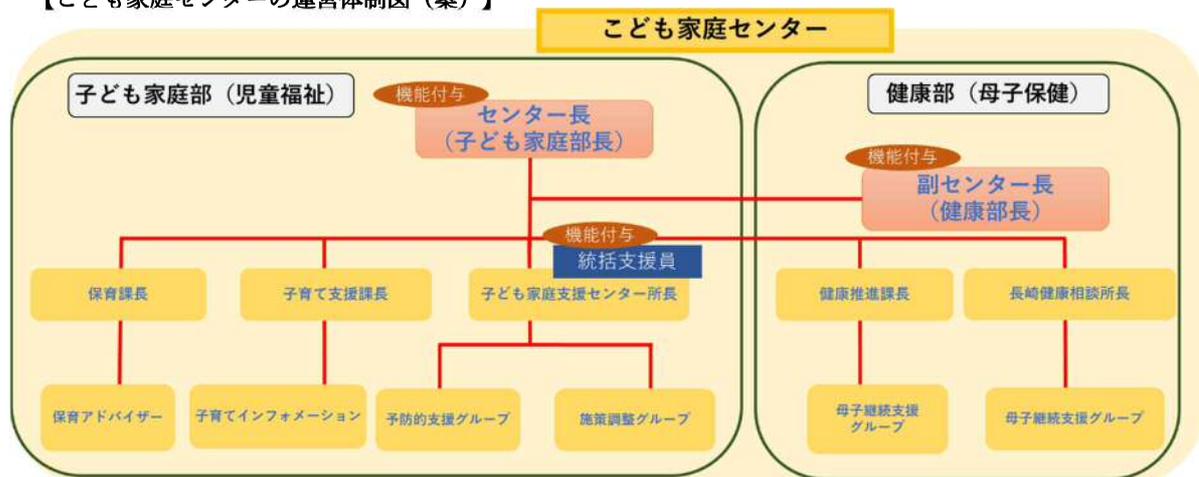
### 1 目的

改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）を設置する。

### 2 こども家庭センターの機能付与について（案）

- こども家庭センターに求められる要件（母子保健と児童福祉の一体的運営、センター長、統括支援員の設置）を満たすため、既存組織に機能を付与する
- センター長に子ども家庭部長、副センター長に健康部長、統括支援員に子ども家庭支援センター所長を設置することにより、母子保健と児童福祉の一体的運営、両部の円滑な連携を実現

【こども家庭センターの運営体制図（案）】



### 3 こども家庭センターの機能について

#### (1) システムの共有

両者のシステムを共有することで、迅速な情報共有を図り、速やかな合同ケース会議の実施やサポートプランの立案を実現します。

#### (2) 一体的に行う事業について

- ① 「ゆりかごとしま事業」では、現在、妊娠届出時の保健所による「ゆりかご面接」と出産後に子育て支援課・子ども家庭支援センターで行う「おめでとう面接」は、こども家庭センターの事業となり、速やかに、適切な支援を提案します。
- ② 2月から始まる「子育て世帯見守り訪問事業」においても、生後4か月から11か月までの委託事業者による全件訪問後、「こども家庭センター」が速やかに情報共有を図り、必要な支援について検討し、提案していきます。

## 【子育て世帯見守り訪問事業「子育てエール」】

## (1) 目的および背景

子育て世帯が直面する孤立や孤独の解消、児童虐待の予防と早期発見のため、外出もままならない産後に子育て世帯が適切なサポートや情報を受け取れるような体制を整えることが急務となっている。

現在、出生から4か月までに1回訪問を行うこにちは赤ちゃん訪問（新生児訪問）から、1歳のバースデイ訪問まで、全世帯への訪問による見守り支援がない状況となっており、子育て世帯の孤立・孤独解消や、児童虐待予防・早期発見、安心して子育てできる環境づくりを目的に支援の充実を図ることとした。

## (2) 事業内容

子育て支援に関する研修を受けた支援員が毎月ご自宅を訪問し、子育て情報の提供や状況をお伺いするとともに、育児支援品に引き換えられる電子クーポン3,000円相当を配付。

## (3) 事業開始

令和6年2月訪問開始予定

## (4) 対象世帯

生まれた日の属する月を0か月とし、令和6年2月以降に月齢4か月から11か月の乳児がいる子育て世帯

※所得要件等なし

※令和6年2月の訪問開始時は、令和5年3月から10月生まれの乳児のいる世帯が対象

## (5) 見守り支援員（委託）

- ①心身ともに健康且つ子育てのお手伝いにご理解と熱意のある方
- ②コミュニケーション能力があり、養育者様に寄り添って対応できる方
- ③保育士、看護師、保健師、助産師、幼稚園教諭の有資格者または子育て経験のある女性
- ④タブレットを使用したヒアリング業務に対応できる最低限のスキルを持っている方
- ⑤自宅に訪問することに対して理解があり、業務に抵抗のない方

## (7) 見守りによる支援

見守り支援員によるチェックシートの内容を池袋保健所、長崎健康相談所、子ども家庭支援センターで確認し、要支援家庭等を必要な支援につなげていく。

## 事業全体イメージ

